

(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事
環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表第1 10 高層建築物の建設
準備書の提出	条例第24条 令和4年10月14日提出
準備書の縦覧の公告	条例第25条第1項 令和4年11月4日市報公告 （広報よこはま11月号、 環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで周知）
準備書の縦覧・公表	条例第25条第1項 縦覧期間：令和4年11月4日～12月19日（45日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 西区役所区政推進課 中区役所区政推進課 南区役所区政推進課 磯子区役所区政推進課 （横浜市中心、中、南及び磯子図書館での閲覧 環境影響評価課ホームページで準備書の全文公表を実施）
審査会への諮問	条例第25条第2項 令和4年11月7日諮問
準備書の概要の周知	条例第26条第1項 準備書の公告の日から10日以内に、対象地域の対象市民等（※）に対し、準備書の概要を周知 対象地域：西、中、南及び磯子区の各一部 周知方法：環境影響評価準備書の概要及び説明会開催等のお知らせを配布
意見書の提出	条例第28条第1項 提出期間：令和4年11月4日～12月19日 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により意見を述べるができる （横浜市電子申請・届出システム、郵送又は持参で受付を実施）
準備書意見見解書の作成・提出	条例第29条第1項 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」）を作成し、市長に提出
準備書意見見解書の公告・縦覧・公表	条例第29条第2項 市長は、準備書意見見解書の提出を受けた旨を公告し、15日間縦覧、公表

（裏面へ続く）

<p>市民等からの 意見聴取</p>	<p>条例第30条第1項 対象市民等（※）は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる</p> <p>条例第30条第2項 審査会は、前項の申出があった場合において、準備書の調査審議に際し必要があると認めるときは、意見の聴取を行う</p>
<p>審査書の 作成・送付</p>	<p>条例第31条第1項 市長は、意見書、準備書意見見解書及び審査会の答申に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「審査書」）を作成し、事業者に送付</p>
<p>審査書の 公告・縦覧</p>	<p>条例第31条第2項 市長は、審査書を作成した旨を公告し、30日間縦覧</p>

※ 対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る）